

環濟『吳紀』輯本

満 田 剛

はじめに

陳壽『三國志』吳書（以下、『吳志』と略す）の裴松之注（以下、「裴注」と略す）に引用された吳に関する史書として韋昭『吳書』や張勃『吳録』、胡沖『吳歷』（『吳曆』）などとともに挙げられるのが、環濟『吳紀』である。

しかし、この環濟『吳紀』は完全な形では現存していない。したがって、『三國志』裴注や『世説新語』劉孝標注、『初學記』、『藝文類聚』、『太平御覽』、『文選』李善注・六臣注などに引用された部分的な形でしか見ることができない。さらに先行研究・輯本もなく、基礎的かつ総合的な研究がなされているとは言い難い。

そこで、本論文では環濟『吳紀』の佚文を網羅的に収集・整理して〔表〕『吳紀』輯本目録（以下、「〔表〕」と略す）¹⁾を作成し、『吳紀』の輯本を作成する中で得られた知見をもとに、環濟『吳紀』の性格について可能な限り分析し、基礎的包括的な研究を進めていきたい。

1) この輯本では、本文や脚注において『吳紀』佚文を指す際に、〔表〕における「書名／注者名・番号」を用いることとする。〔表〕における「書名／注者名・番号」の配列は、まず『三國志』裴注を配置し、その後は『文淵閣四庫全書』での書籍の順番に従い、最後に『本邦殘存典籍による輯佚資料集成 續』、参考資料を挙げていく。また、同一所収書から採録した佚文の配列は、原書の巻次に従った。

〔一〕 環濟と『吳紀』及び『吳紀』以外の著作について

環濟に関する傳などは存在せず、『隋書』卷三十三經籍二史部正史類に

吳紀九卷 晉太學博士環濟撰。

とある²⁾ ように、晉の太學博士であったこと以外、詳細はよくわからない。

『吳紀』については、上記の『隋書』以外にも、『舊唐書』卷四十六經籍上乙部史錄編年類に

吳紀十卷 環濟撰。

とあり、『新唐書』卷五十八藝文二乙部史錄編年類には

環濟吳紀十卷

とあるが、『隋書』經籍志では正史類に、『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志では編年類に分類されている³⁾。

環濟の『吳紀』以外の著作としては、『隋書』卷三十三經籍一經部禮類では『喪服要略』一卷が、また『隋書』卷三十三經籍二史部雜史類には『帝王要略』十二卷が挙げられている（『舊唐書』卷四十六經籍上乙部史錄雜史類や『新唐書』卷五十八藝文二上乙部史錄雜史類）では、「『帝王略要』十二卷」となっている）。

ちなみに、『隋書』卷三十三經籍二史部雜史類では

帝王要略十二卷 晉太學博士環濟撰。紀帝王及天官、地理、喪服。

周載八卷 東晉臨賀太守孟儀撰。略記前代，下至秦。本三十卷，今亡。

とあり、各書の著者の時代が晉と東晉で区別されている。このことも踏まえると、環濟は少なくとも西晉期にも生存していた人物である蓋然性が高い。

2) 『通志』卷六十五藝文略第三・史類第五・編年・魏吳にも『隋書』經籍志と同様の記事がある。

3) 『三國志集解』卷五十三7 aにも同様の指摘がある。

〔二〕 佚文などから見た『吳紀』の性格

佚文から見た『吳紀』に記述された年代の上限については、(世説新語注5)に

環濟吳紀曰：張昭字子布，忠正有才義，仕吳為輔吳將軍。

とあり、この文章からすれば、張昭の傳のような箇所が存在したと考えられることから、上限は張昭の生年の永壽二年(156年)になる。ただ、『吳紀』という書名から、孫堅に関する記事を想定しても不自然ではないので、孫堅の生誕の記事(永壽元年〔155年〕)がおそらくは上限であろうと考えられる。

また、下限については、(初學記3)などの

環濟吳紀曰：天紀二年，衛尉岑昏表修百府自宮門至朱雀橋夾路作府舍，又開大道使男女異行夾道咸築高牆瓦覆，或作竹藩。

から天紀二年(西暦278年)ということになる。『吳紀』の完成年代は、史料からは判然としないが、(初學記3)の記事や前節で述べたことから少なくとも278年以降の西晉代であろうと思われる。

『吳紀』の編纂経緯についても史料からはよくわからず、形式についても先に述べたように『隋書』經籍志と『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志で正史類か編年類かの見解が異なっている。

ただ、佚文を見る限り、(世説新語注1)～(世説新語注5)、(太平御覽3)は列傳の形式をとっていると思われ、(宋書2)・(宋書3)、(水經注1)～(水經注3)、(吳中水利全書1)のように地理志のような文章があったと考えられることからすれば、紀伝体の要素を有している。ただ、『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志で編年類に分類されていることや巻数を考慮すると、編年体の記述に列伝や地理志などの部分が挿入されているような形式だったという可能性が考えられる。

(太平寰宇記1)・(太平寰宇記2)、(初學記1)、(太平御覽3)、(世説新語注1)～(世説新語注5)のように『三國志』と類似している部分があることを踏まえれば、『吳紀』が陳壽『三國志』の典拠の一つである可能性を考えざるを得ない。その場合、陳壽『三國志』の完成年代については、太康元年(280年)

(102)

から太康五年(284年)と考えられる⁴⁾ことからすれば、『吳紀』の完成年代の下限は太康五年(284年)以前ということになるが、現時点では憶測の域を出ない。加えて、『吳書』や『吳紀』が「共通の史料」に依拠したことを考慮しなければならないため、断定はできない。

『世説新語』劉孝標注などにそれなりに引用されていることからすると、『吳紀』が魏晉南北朝時代を通して流伝していたことは確かである。また、『隋書』卷三十三經籍二史部、『舊唐書』卷四十六經籍上乙部史錄雜史類・『新唐書』卷五十八藝文二上乙部史錄雜史類に記載があるので、唐までは『吳紀』は存在していたようである。しかし、『宋史』以降になると藝文志に『吳紀』の名は見えなくなる。『太平御覽』などの宋代以降の類書については、『太平御覽』などが参考にした『修文殿御覽』などに引用されていた文章を参照したもので、『吳紀』の原典に依っていない可能性がある。ただ、実際に『太平御覽』に『三國志』裴注と重ならないものが実際に存在する以上、『吳紀』の原典を見ていた可能性は否定しきれない。

とはいえ、『宋史』以降の正史の藝文志に『吳紀』の名が見えなくなることも考慮すると、『吳紀』は唐代までは存在しており、五代以後に散逸したものと思われるが、今後なお検討すべき課題も残っていると考える。

これからも今回作成した輯本をもとに、環濟『吳紀』の性格や『三國志』などの史書との関係についてもさらに考察を深めたいと考えている。

〔三〕環濟『吳紀』輯本

環濟『吳紀』佚文を網羅的に調べた⁵⁾結果、〔表〕に挙げたように四十二種の文献から佚文を収集することができた(詳細は〔表〕を参照していただきたい)。輯本の作成の際に参考にした各種文献は以下の通りである。

4) 江畑武〔著〕『三國志』の成立年次(『阪南論集』人文・自然科学編36-2 2000年)参照。

5) この際に、『文淵閣四庫全書』電子版で『吳歷(吳曆)』を検索した結果も用いた。

- 西晉・陳壽〔撰〕『三國志』（中華書局 1959年）
- 劉宋・范曄〔撰〕『後漢書』（中華書局 1965年）
- 梁・沈約〔撰〕『宋書』（中華書局 1974年）
- 唐・房玄齡等〔撰〕『晉書』（中華書局 1974年）
- 唐・歐陽詢〔撰〕『藝文類聚』（上海古籍出版社 1982年）
- 梁・蕭統〔編〕『文選』唐・李善注（上海古籍出版社 1986年）
- 梁・蕭統〔編〕『文選』唐・李善・呂廷祥・呂延濟・劉銑・呂尚・李周翰注
（中華書局 1987年）
- 唐・徐堅等〔著〕『初學記』（中華書局 1962年）
- 唐・白居易〔撰〕神鷹德治・山口謠司〔解題〕『白氏六帖事類集』（一）～（三）
（汲古書院 古典研究會叢書 漢籍之部 第三十九～四十二卷 2008・2012年）
- 宋・李昉等〔編〕『太平御覽』（中華書局 1960年）
- 宋・吳淑〔撰注〕『事類賦』注（中華書局 1989年）
- 明・陳耀文〔撰〕『天中記』（上海古籍出版社 1991年）
- 明・邢雲路〔撰〕『古今律歷考』
（上海商務印書館『叢書集成初編』1311～1323 1936年）
- 清・張英等〔撰〕『淵鑑類函』（新興書局 1967年）
- 清・張玉書等〔撰〕『佩文韻府』（台湾商務印書館 1937年, 上海書店 1983年）
- 清・永瑆・紀昀〔撰〕『景印文淵閣四庫全書』（台湾商務印書館 1986年）
- 清・王先謙〔撰〕『後漢書集解』（民國四年長沙王氏刊本 1915年）
- 盧弼〔撰〕『三國志集解』（北京古籍出版社 1957年）
- 盧弼〔集解〕『三國志集解』（中華書局 2009年）
- 新美寛〔編〕鈴木隆一〔補〕『本邦殘存典籍による輯佚資料集成 續』
（京都大学人文科学研究所 1968年）

輯本として整理した文章の底本となる佚文としては、『三國志』裴注から1条、『宋書』から3条、『資治通鑑』から1条、『太平寰宇記』から2条、『咸淳臨安志』から1条、『水經注』から3条、『吳中水利全書』から1条、『齊民要術』から1条、

(104)

『藝文類聚』から1条、『初學記』から4条、『太平御覽』から2条、『書敍指南』から1条、『淵鑑類函』から1条、『世說新語』劉孝標注から5条、『文選』注から1条、『白氏六帖事類集』から1条の計28条を挙げることができる。

凡例

- ① 本稿は、晉の環濟〔撰〕『吳紀』の佚文集成である。
- ② 佚文原所収書の版本についてであるが、『三國志』については中華書局版『三國志』を、その他の文献については先に示した文献とともに、『文淵閣四庫全書』版を参照した。
- ③ 佚文の配列については、『三國志』裴注所引佚文を、その後は基本的に『文淵閣四庫全書』での順番に従って配置し、最後に『白氏六帖事類集』、参考資料を挙げている。
- ④ 『三國志』裴注所引佚文を引用する際には、その佚文が附されている『三國志』本文もあわせて示し、必要に応じて補足解説を行った。
- ⑤ 複数の書から採録した佚文で、ほぼ同一内容のものは、原所収書の時代の古いものを底本とし、文字の異同や全体に関わる内容については脚注を附した。また、明らかに間違いと思われる文章についても、同様に脚注を附した。
- ⑥ 本文にはできる限り正字を用い、異体字・俗字もできる限り正字に統一している。

(裴注1)(毛詩稽古編1)(佩文齋廣羣芳譜1)(本草綱目1)(太平御覽4)(太平御覽6)(天中記5)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(淵鑑類函6)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)

環氏吳紀曰⁶⁾：皓⁷⁾嘗問⁸⁾：「詩云⁹⁾『汎¹⁰⁾ 彼栢¹¹⁾ 舟』，惟¹²⁾ 栢中舟乎¹³⁾？」，尚¹⁴⁾ 對曰：「詩言『檜楫¹⁵⁾ 松舟』，則松亦中舟也¹⁶⁾。」又問：「鳥之大¹⁷⁾ 者惟¹⁸⁾ 鶴，小者

-
- 6) 「環氏吳紀曰」を(太平御覽4)では「吳記」に、(淵鑑類函5)では「又環氏吳紀云」に、(駢字類編3)(佩文韻府1)では「吳紀」に、(佩文韻府2)では「吳紀曰」とする。また、(廣博物志1)では「環氏吳紀曰」がなく、(分類字錦1)では「曰」がない。
- 7) (佩文齋廣羣芳譜1)(廣博物志1)(駢字類編3)(佩文韻府1)では「皓」を「孫皓」とする。
- 8) (佩文齋廣羣芳譜1)では「問」の後に「張尚曰」が加わっている。また、「皓嘗問」を(太平御覽4)では「孫皓問中書令張尚」に、(太平御覽6)では「嗣王問中書令張尚」に、(淵鑑類函5)(佩文韻府2)では「孫皓問中書令張尚曰」に、(分類字錦1)では「孫皓嘗問張尚曰」とする。(天中記5)では「環氏吳紀」からここまでの一文を「大鳥。孫皓問中書令張尚曰」とする。
- 9) (太平御覽4)では「云」をすべて「言」とする。
- 10) (駢字類編3)では「汎」を「汎」とする。
- 11) (佩文齋廣羣芳譜1)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(佩文韻府1)では「栢」をすべて「柏」とする。
- 12) (淵鑑類函5)では「惟」を「唯」とする。
- 13) (廣博物志1)では「惟栢中舟乎」の句がない。
- 14) (廣博物志1)(駢字類編3)(佩文韻府1)では「尚」を「張尚」とする。
- 15) (太平御覽4)では「楫」を「楫」とする。
- 16) (佩文齋廣羣芳譜1)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)ではここまで引用され、(廣博物志1)ではこの後に割注で「環濟吳紀」が加わる。「詩言『檜楫松舟』，則松亦中舟也」を(駢字類編3)では「詩言『檜楫一』，則一亦一也」に、(佩文韻府1)では「詩言『檜楫一』，則松亦中一也。」とし、(分類字錦1)では「則松亦中舟也」を「則松亦中一也」とする。また、(太平御覽6)では「詩云」から「中舟也」まで存在せず、(太平御覽4)では「則松亦中舟也」を「亦中也」としており、この後「又問」から「小者有鶴鶴」まで存在しない。
- 17) (太平御覽6)では「大」の前に「中」が入る。
- 18) (太平御覽6)では「惟」が全てない。また、(天中記5)(佩文韻府2)では「惟」を「唯」とする。

(106)

惟¹⁹⁾雀乎？」尚對²⁰⁾曰：「大者有禿鷲²¹⁾，小者有鷓鴣²²⁾。」皓²³⁾性²⁴⁾忌勝²⁵⁾己²⁶⁾，而尚談論每出其表，積以致恨。後問：「孤飲酒以方誰？」尚對曰：「陛下有百觚之量。」皓云：「尚知孔丘之不主，而以孤方之！」因此發怒收尚。尚書岑昏率公卿已下百餘人，詣宮叩頭請，尚罪得減死²⁷⁾。 (『三國志』卷五十三張紘傳)

『三國志』卷五十三張紘傳の

玄子尚，孫皓時爲侍郎，以言語辯捷見知，擢爲侍中、中書令。皓使尚鼓琴，尚對曰：「素不能。」敕使學之。後晏言次說琴之精妙，尚因道「晉平公使師曠作清角，曠言吾君德簿，不足以聽之。」皓意謂尚以斯喻己，不悅。後積他事下獄，皆追以此爲詰，(後略)。

(『三國志』1246頁 卷五十三張紘傳)

に附されている『吳紀』である。陳壽『三國志』の本文では張紘の孫・張尚がその発言によって孫皓に疎まれたため他のことにかこつけて獄に下され、船つくりの労役に服した後に誅殺されたことが記されている。

裴松之は『吳紀』を引用して陳壽が記載していない張尚の発言と下獄後に尚書の岑昏が公卿達百余人を率いて寛大な処置を請うたため死一等を免ぜられた経過を補足している((資治通鑑1)・(資治通鑑考異1))は、この佚文につながる一文

19) (天中記5) (佩文韻府2) では、この「惟」がない。

20) (太平御覽6) (天中記5) では「對」がない。

21) (佩文韻府2) では「大者有禿鷲」を「大者有一」とする。

22) (本草綱目1) では「大者有」からここまでが引用されている。また、(太平御覽6) (佩文韻府2) では「鷓」を「鷓」とする。

23) (佩文齋廣羣芳譜1) では「皓」を「嗣王」とする。

24) (天中記5) (佩文韻府2) では「性」がない。

25) (太平御覽4) では「性忌」を「忌其」とする。

26) (太平御覽4) ではこの後の文章がなく、「因下獄」とする。また、(太平御覽4) (天中記5) (佩文韻府2) でもこの後の文章がなく、「因徙之」とする、

27) 『三國志集解』では「叩頭請尚罪得減死」とあり、

宋本作「叩頭請尚罪得減死」。

とある。また、(天中記5) では、この後に「吳紀」が、(廣博物志1) では割注で「環濟吳紀」が加わる。

だと考えられる)。陳壽は『吳紀』のこの部分を参照していないと思われ、陳壽の本文の話は現在名を知られる史書から引用されたとすると韋昭『吳書』からであり、そうでなければ公文書から記述したものであろう（『吳録』・『吳歴』は吳滅亡後、すなわち少なくとも陳壽『三國志』の著述が終わる頃から後の著作であるためである）。

【『宋書』】

(宋書 1) (五禮通考 1)

環氏吳紀：『權息崇嚴父配天之義，追上父堅尊號爲吳始祖。』

(『宋書』 卷十六志第六禮三)

(宋書 2) (資治通鑑 2) (浙江通志 1)

海鹽令，漢舊縣²⁸⁾。吳記云：本名武原鄉，秦以爲海鹽縣。(屬吳郡)²⁹⁾。

(『宋書』 卷三十五志第二十五州郡一 揚州吳郡)

(宋書 3) (大清一統志 1) (駢字類編 2)

鹽官令³⁰⁾，漢舊縣³¹⁾。吳記云：「鹽官本屬嘉興，吳立爲海昌都尉。治此後改爲縣」(，非也³²⁾)。

(『宋書』 卷三十五志第二十五州郡一 揚州吳郡)

【『資治通鑑』・『資治通鑑考異』】

(資治通鑑 1) (資治通鑑考異 1)

考異曰：三十國春秋云：岑昏等泥頭請代尚死，尚得免死，徙廣州。今從尚傳參取環氏吳紀。……

(『資治通鑑』 卷八十 晉紀二 世祖武皇帝上之下)

28) (資治通鑑 2) (浙江通志 1) ではここまでの6字はなく、(浙江通志 1) ではここに「按」が入る。

29) (資治通鑑 2) にはこの3字が入る。

30) (駢字類編 2) では「鹽官令」を「宋書州郡志一令」とする。

31) (大清一統志 1) ではここまでの6字はなく、ここに「宋書州郡志」が入る。

32) (大清一統志 1) には「非也」の2字はない。

(108)

【『太平寰宇記』】

(太平寰宇記1)

烏聊山……案吳記：「歙帥毛甘領萬人屯烏聊，孫權遣賀齊平之分歙爲六縣。」

(『太平寰宇記』卷一百四 歙州 歙縣)

『三國志』卷六十賀齊傳には

建安……十三年，……而歙賊帥金奇萬戶屯安勒山，毛甘萬戶屯烏聊山，……齊復表分歙爲新定、黎陽、休陽。并黟、歙，凡六縣，權遂割爲新都郡，齊爲太守，立府於始新，加偏將軍。

とあり、類似している。

(太平寰宇記2)

吳記云：「孫權擒江夏太守黃祖於沙羨，以程普爲江夏太守。」

(『太平寰宇記』卷一百十二 鄂州 江夏縣)

『三國志』卷五十五程普傳には

……進攻黃祖於沙羨，還鎮石城。……與周瑜爲左右督，破曹公於烏林，又進攻南郡，走曹仁。拜裨將軍，領江夏太守，治沙羨，食四縣。

とあり、類似している箇所もあるが、比較すると(太平寰宇記2)の文章は省略しすぎて意味が変わってしまっているように見える。

【『咸淳臨安志』】

(咸淳臨安志1)

蔡經

吳人也。吳記云：織田有蔡經宅。杭州餘杭縣故基存焉。吳大璽二年有神仙四人，自稱曰東方朔等往來經所居。孫皓將亡，四人預以告經，遂蚶蛻而往。升仙年代與神仙傳小異。又有沽酒阿母亦在縣界，王方平麻姑嘗于經家取阿母酒和天上酒以飲也。神仙傳拾遺。……

(『咸淳臨安志』卷六十九 人物十 方外方士)

【水經注】

(水經注1) (水經注集釋訂訛1) (水經注釋1) (駢字類編1)

故³³⁾ 吳記曰：太湖有苞山在國西百餘里，居者數百家，出弓弩材³⁴⁾。旁有小山，山有石穴，南通洞庭，深遠莫知所極。三苗之國，左洞庭，右彭蠡³⁵⁾，今宮亭湖也。以太湖之洞庭對彭蠡則左右可知也。…… (『水經注』卷二十九 沔水)

(水經注2) (尚書埤傳1) (禹貢錐指1) (大淸一統志2) (水經注集釋訂訛2) (水經注集釋訂訛3) (水經注釋2) (水經注釋3) (吳中水利全書2) (浙江通志2) (嘉禾百咏1) (樵李詩繫1) (曝書亭集1)

吳記³⁶⁾ 曰³⁷⁾：一江東南行(七十里)³⁸⁾入小湖爲次溪³⁹⁾自湖⁴⁰⁾東南出謂之⁴¹⁾谷水⁴²⁾。案

33) (駢字類編1)では「故」を「水經注」とする。

34) (駢字類編1)ではここまで引用されており、「出弓弩材」が「出—材」となっている。

35) 『史記正義』卷一五帝本紀・帝堯には
吳起云：「三苗之國，左洞庭而右彭蠡。」
とある。

36) 「吳記」の前に(尚書埤傳1)では「沈潛曰水經注引」、(禹貢錐指1)では「水經注云」、(大淸一統志2)(浙江通志2)(樵李詩繫1)では「水經注」、(嘉禾百咏1)では「水經注引」とある。

37) (尚書埤傳1)では「曰」を「云」とする。また、(曝書亭集1)では「曰」字がない。

38) (禹貢錐指1)(吳中水利全書2)ではここに「七十里」の3字が入る。

39) (尚書埤傳1)では「爲次溪」がない。

40) (吳中水利全書2)では「湖」を「吳」とする。

41) (尚書埤傳1)(吳中水利全書2)では「謂之」を「爲」とする。

42) (水經注集釋訂訛2)(水經注釋2)はここまでの文章であり、(水經注集釋訂訛3)(水經注釋3)はこの後の文章である。(春秋地名考略1)では、ここから「城下」までの文章が『水經注』の文章とされる。また、(大淸一統志2)(浙江通志2)(嘉禾百咏1)(曝書亭集1)(樵李詩繫1)では「一江東南」から「謂之谷水」までの一文がない。

(110)

「谷水」上近刻衍爲字，此句之下衍「吳記曰」三字。谷水出吳小湖⁴³⁾ 逕由卷⁴⁴⁾ 縣⁴⁵⁾ 故城下⁴⁶⁾。

(『水經注』卷二十九 沔水)

(水經注3)(禹貢錐指1)(春秋地名考略1)(水經注集釋訂訛4)(至元嘉禾志1)

吳記曰⁴⁷⁾：谷中有城，故由卷縣治也⁴⁸⁾，卽吳之柴辟亭，案辟近刻訛作辟。故就李鄉橋李之地⁴⁹⁾。秦⁵⁰⁾ 始皇惡其勢王令⁵¹⁾ 囚徒十餘萬人汙其土表以汙惡名⁵²⁾，改⁵³⁾ 曰囚卷，又由卷也。吳黃龍三年案近刻訛作「四年」。有嘉禾生卷縣，改曰禾興。後太子諱和，改爲嘉興⁵⁴⁾，春秋之橋李城也⁵⁵⁾。

(『水經注』卷二十九 沔水)

【『吳中水利全書』】

(吳中水利全書1)

吳記曰：東北入海爲婁。江蘇志云：……。

(『吳中水利全書』卷十九 考 王圻婁江考)

-
- 43) (禹貢錐指1) では「谷水出吳小湖」の6字がない。
 - 44) (禹貢錐指1)(大清一統志2)(吳中水利全書2)(浙江通志2)(嘉禾百咏1)(曝書亭集1)(橋李詩繫1) では「由卷」を「由拳」とする。
 - 45) (曝書亭集1) の文章はここまでである。
 - 46) (尚書埤傳1) では「下」がない。(禹貢錐指1) ではこの後(水經注3)の「卽吳之柴辟亭」以降の文につながる。
 - 47) (春秋地名考略1) では「曰」がない。
 - 48) (禹貢錐指1) では「吳記」からここまでの一文がない。(春秋地名考略1) では「故由卷縣治也」を「則卷縣治」とする。
 - 49) (禹貢錐指1) では「之地」を「城也」とし、文章はここまでである。(春秋地名考略1) では「故就李鄉橋李之地」の句がここにはない。
 - 50) (春秋地名考略1) では「秦」がない。
 - 51) (春秋地名考略1) では「王令」を「使」とする。
 - 52) (春秋地名考略1) では「囚徒十餘萬人汙」を「囚十萬人汙之」とし、「其土表以汙惡名」がない。
 - 53) (春秋地名考略1) では「改」を「故」とする。
 - 54) (春秋地名考略1) では「又由卷」からここまでの一文がない。
 - 55) (春秋地名考略1) では「春秋之橋李城也」を「故就李鄉橋李之地」とする。

【『齊民要術』】

(齊民要術 1) (佩文齋廣羣芳譜 2)

環氏^マ吳記曰：黃初二年魏求豆蔻。

(『齊民要術』卷十 五藥果蔬菜茹非中國物產者 豆蔻)

【『藝文類聚』】

(藝文類聚 1) (蜀中廣記 1) (太平御覽 5) (天中記 4) (淵鑑類函 4) (輯佚資料集成 1)

環氏^マ吳記⁵⁶⁾：蜀⁵⁷⁾遣使吳齋⁵⁸⁾重錦千端⁵⁹⁾。(『藝文類聚』卷八十五 布帛部 錦)

【『初學記』】

56) (太平御覽 5) では「吳記」を「吳紀」とする。(天中記 4) では「環氏吳記」が「重錦」となっている。また、(淵鑑類函 4) では「環氏吳記」の前に「原」とある。

57) (太平御覽 5) では「蜀」の前に「山」がある。

58) (太平御覽 5) (天中記 4) (輯佚資料集成 1) では「吳齋」が「獻」になっている。

59) (天中記 4) では、この後に「環氏吳紀」とある。(輯佚資料集成 1) では、この後に張温表送使蜀所得物熟錦五匹，生錦十匹。劉禪送臣温熟錦五端。諸葛亮送臣温熟錦二匹。李劉送臣温凡錦廿二匹乞付藏。

とあるが、『秘府略』卷八百六十八では張温表がもう一カ所出てくる(錦二九上 14)。ただ、『太平御覽』卷八百十五・錦では(太平御覽 5)の後に

張温表曰：劉禪送臣温熟錦五端。

とあることから、ここでは『吳紀』佚文とは考えない。飯田瑞穂『『秘府略』の錯謬について』(『中央大学文学部紀要』76 1975年、のち『古代史籍の研究』(中)(吉川弘文館 飯田瑞穂著作集 3 2000年)所収)参照。加えて、『三國志』卷四十七 吳主傳裴注所引『吳歷』には

吳歷日：蜀致馬二百匹，錦千端，及方物。

という類似した一文がある。

(112)

(初學記1)⁶⁰⁾(太平御覽1)(錦繡萬花谷1)(天中記1)(淵鑑類函1)

環濟吳紀曰：孫權詔⁶¹⁾曰：「呂岱、諸葛恪道⁶²⁾步騭說，北人欲以布囊，盛土塞江。每讀此表，令人連日失笑⁶³⁾。此江自天地以來，寧有可塞者乎！」

(『初學記』卷六江第四 地部中 笑吳主)

同内容の文章が『三國志』卷五十七步騭傳裴注所引『吳錄』にあり、

吳錄云：騭表言曰：「北降人王潛等說，北相部伍，圖以東向，多作布囊，欲以盛沙塞江，以大向荊州。夫備不豫設，難以應卒，宜爲之防。」權曰：「此曹衰弱，何能有圖？必不敢來。若不如孤言，當以牛千頭，爲君作主人。」後有呂範、諸葛恪爲說騭所言，云：「每讀步騭表，輒失笑。此江與開關俱生，寧有可以沙囊塞理也！」

60) (初學記1)と(太平御覽1)の内容は類似しているが、異同が激しいので、(太平御覽1)の文を以下に示すこととする。

吳紀曰：步騭表言：「北降人說，北人多作布囊，欲以盛沙塞大江。」吳王曰：「此曹必不敢來。若不如孤言，當以牛千頭，爲君作闕。後見呂岱說騭言，北欲以囊塞江。輒笑曰：「此江自開關以來，寧可以囊塞者乎！」

(『太平御覽』卷六十 地部二十五 江)

本文に引用した『三國志』卷五十七步騭傳裴注所引『吳錄』と比較すると、

吳錄云：騭表言曰：「北降人王潛等說，北相部伍，圖以東向，多作布囊，欲以盛沙塞江，以大向荊州。夫備不豫設，難以應卒，宜爲之防。」權曰：「此曹衰弱，何能有圖？必不敢來。若不如孤言，當以牛千頭，爲君作主人。」後有呂範、諸葛恪爲說騭所言，云：「每讀步騭表，輒失笑。此江與開關俱生，寧有可以沙囊塞理也！」とあり(波線部は共通していると見られる部分)、文章が前後していることや文字の異同が多いこと、「呂範」が『吳紀』では「呂岱」となっているなどの違い(このあたりは(初學記1)と類似している)があるが、共通した内容を有している。また、(淵鑑類函1)は(太平御覽1)と類似しており、

環濟吳紀曰：步騭表言：「北降人說，北多作布囊，欲以盛沙塞大江。」吳主見呂岱說騭言，北欲以囊塞江。每讀其表輒獨失笑：「此江自開關以來，寧可以囊塞者乎！」とある。

61) (錦繡萬花谷1)では「環濟吳紀曰孫權詔」を「笑布囊塞江孫權嘗曰」とする。

62) (錦繡萬花谷1)では「諸葛恪道」がない。

63) (錦繡萬花谷1)での引用はここまでで、この後に「初學記云吳紀」とある。

となっている（波線部は共通していると見られる部分）。文章が前後していることや文字の異同が多いこと、「呂範」が『吳紀』では「呂岱」となっているなどの違いがあるが、共通した内容を有している。

（初學記2）（淵鑑類函2）

環濟吳紀曰：孫權赤烏八年夏，有雷霆犯宮門柱，又擊商津大橋楹。

（『初學記』卷七地部下橋第七 折柱）

同内容の文章が『三國志』卷四十七吳主傳本文にあり、

赤烏……八年春二月，丞相陸遜卒。夏，雷霆犯宮門柱，又擊南津大橋楹。

となっている。『三國志』吳主傳では「雷霆」の前に「有」字がなく、「商津」が「南津」となっていること以外は同じ文章である。この佚文が真に『吳紀』のものであれば、『三國志』吳主傳本文のこの部分の典拠である可能性がある。

（初學記3）（玉海1）（天中記2）

吳有白雀樓。見吳紀。⁶⁴⁾

（『初學記』卷二十四居處部殿第四）

（初學記4）（景定建康志1）（錦繡萬花谷2）（天中記3）（淵鑑類函3）（佩文韻府3）

環濟⁶⁵⁾ 吳紀曰⁶⁶⁾：天紀二年，衛尉岑昏表修⁶⁷⁾ 百府自宮門至朱雀橋夾路作府舍⁶⁸⁾，又⁶⁹⁾ 開大道使男女異行夾道咸築高牆瓦覆，或作竹藩⁷⁰⁾。

（『初學記』卷二十四居處部道路第十四 藩竹 樹槐）

64)（玉海1）では「吳紀」が最初にあり、（天中記2）では「見」がない。

65)（景定建康志1）では誤って「濟」を「渠」とする。

66)（錦繡萬花谷2）では「環濟吳紀曰」を「藩竹」に、（天中記3）では「開衛」にする。

67)（天中記3）では「修」を「脩」とする。

68)（佩文韻府3）では、ここまで引用されている。

69)（景定建康志1）では「又」を「父」とする。

70)（錦繡萬花谷2）（天中記3）ではこの後に「環濟吳紀」とある。

【『太平御覽』】

(太平御覽 2)

環濟吳紀曰：大皇帝征合肥，未下因徹軍還兵，呂蒙等共留津北，魏將張遼奄至圍數重。蒙等死戰，既破圍上馬出升浮橋，南已絕丈餘無板。谷利時爲親近監白曰：「至尊牢攝鞍緩鞅，利常着鞭以增馬勢」，於是得渡。

(『太平御覽』卷三百五十八 兵部八十九 鞅)

(太平御覽 3)

環濟吳記曰：皇太子登字子高，上爲選置師傅，妙簡俊秀，於是諸葛恪、張休、顧譚、陳表等以選入，侍誦講詩書，其待接僚屬，以布衣之禮，與恪、休、譚等或同輿而載，或共牀而寢。(『太平御覽』卷四百七十四 人事部一百十五 禮賢)

『三國志』卷五十九孫登傳には

孫登字子高，權長子也。魏黃初二年，以權爲吳王，拜登東中郎將，封萬戶侯，登辭疾不受。是歲，立登爲太子，選置師傅，銓簡秀士，以爲賓友，於是諸葛恪、張休、顧譚、陳表等以選入，侍講詩書，出從騎射。權欲登讀漢書，習知近代之事，以張昭有師法，重煩勞之，乃令休從昭受讀，還以授登。登待接寮屬，略用布衣之禮，與恪、休、譚等或同輿而載，或共帳而寢。

とあり、類似しているが、字句の異同が見られる。

【『書敍指南』】

(書敍指南 1)

有酒量日百觚之量。環氏吳記。

(『書敍指南』卷九 酒醴麴蘖)

【『淵鑑類函』】

(淵鑑類函 7) (韻府拾遺 1)

吳記曰⁷¹⁾：吳大帝赤烏三年七月，有⁷²⁾王述者⁷³⁾採藥於天台山時熱息橋下，忽⁷⁴⁾見溪中有小⁷⁵⁾青童長尺餘執，一青蒲而⁷⁶⁾乘⁷⁷⁾赤鯉⁷⁸⁾徑入雲中，漸漸不見，述⁷⁹⁾良久登峻巖，四望見海上⁸⁰⁾風雲起頃刻⁸¹⁾雷電交鳴，俄然將至。述懼伏於虛樹中⁸²⁾天霽。又見所乘之赤鯉小童還入溪中，乃黑蛟⁸³⁾耳。

(『淵鑑類函』卷四百三十八 鱗介部二 蛟二)

【『世說新語』劉孝標注】

(世說新語注1)

環濟吳紀曰：賀邵字興伯，會稽山陰人。祖齊、父景並歷美官。邵歷散騎常侍，出爲吳郡太守。後遷太子太傅。(『世說新語』卷上之下 政事第三)

『三國志』卷六十五賀邵傳本文には

賀邵字興伯，會稽山陰人也。孫休即位，從中郎爲散騎中常侍，出爲吳郡太守。

孫皓時，入爲左典軍，遷中書令，領太子太傅。

とあり、同傳裴注所引『吳書』には

吳書曰：邵，賀齊之孫，景之子。

とあって、この『吳紀』佚文はこれらの文章と内容がほぼ同じである。

-
- 71) (韻府拾遺1) では「曰」がない。
 72) (韻府拾遺1) では「吳大帝赤烏三年七月有」がない。
 73) (韻府拾遺1) では「者」がない。
 74) (韻府拾遺1) では「時熱息橋下忽」がない。
 75) (韻府拾遺1) では「小」を「一」とする。
 76) (韻府拾遺1) では「長尺餘執一青蒲而」がない。
 77) (韻府拾遺1) では「乘」がすべて「乗」となっている。
 78) (韻府拾遺1) では「魚」が入る。
 79) (韻府拾遺1) では「漸漸不見述」がない。
 80) (韻府拾遺1) では「良久登峻巖四望見海上」がない。
 81) (韻府拾遺1) では「起頃刻」を「迭起」とする。
 82) (韻府拾遺1) では「俄然將至述懼伏於虛樹中」がない。
 83) (韻府拾遺1) では「黑蛟」を「一」とする。

(116)

(世説新語注2)

環濟吳紀曰：邵字孝則，吳郡人。年二十七，起家爲豫章太守。舉善以教民，風化大行。
(『世説新語』卷中之上 雅量第六)

『三國志』卷五十二顧雍傳附顧邵傳には

邵字孝則，……年二十七，起家爲豫章太守。……舉善以教，風化大行。

とあり、ここで引用された『吳紀』佚文は『三國志』本文とほぼ内容が同じである。これを見ると、劉孝標が陳壽『三國志』及び裴注からではなく『吳紀』から引用した理由として、「『吳紀』が『三國志』の典拠だったため」という可能性を考慮する必要があるだろう。

(世説新語注3)

環濟吳紀曰：琮字子黃，吳郡錢唐人也。德行義槩，爲大司馬。
(『世説新語』卷中之下 品藻第九)

『三國志』卷六十全琮傳には

全琮字子璜，吳郡錢唐人也。……赤烏九年，遷右大司馬、左軍師。

とあり、全体的には類似しているが、後半の「德行義槩」と同様の文句は『三國志』本文及び裴注には存在しない。

(世説新語注4)

環濟吳紀曰：休字子烈，吳大帝第六子。初封琅邪王，夢乘龍上天，顧不見尾，孫琳廢少主，迎休立之。銳意典籍，欲畢覽百家之事，頗好射雉，至春晨出暮反，唯此時舍書。崩，諡曰景皇帝。
(『世説新語』卷中之下 規箴第十)

『三國志』卷四十八孫休傳には

孫休字子烈，權第六子。……太元二年正月，封琅邪王，居虎林。……夢乘龍上天，顧不見尾，覺而異之。孫亮廢，己未，孫綝使宗正孫楷與中書郎董

朝迎休。……己卯，休至，望便殿止住，使孫楷先見恩。楷還，休乘輦進，羣臣再拜稱臣。休升便殿，謙不即御坐，止東廂。戶曹尚書前即階下讚奏，丞相奉璽符。休三讓，羣臣三請。休曰：「將相諸侯咸推寡人，寡人敢不承受璽符。」羣臣以次奉引，休就乘輿，百官陪位，繚以兵千人迎於半野，拜于道側，休下車答拜。即日，御正殿，大赦，改元。……休銳意於典籍，欲畢覽百家之言，尤好射雉，春夏之間常晨出夜還，唯此時舍書。……癸未，休薨，時年三十，諡曰景皇帝。

とあり、ここで引用された『吳紀』佚文は『三國志』本文とほぼ内容が同じである。

(世說新語注5)

環濟吳紀曰：張昭字子布，忠正有才義，仕吳爲輔吳將軍。

(『世說新語』卷下之下 排調第二十五)

『三國志』卷五十二張昭傳には

張昭字子布，……權既稱尊號，昭以老病，上還官位及所統領。更拜輔吳將軍，班亞三司，改封婁侯，食邑萬戶。

とあり、全体的には類似しているが、「忠正有才義」と同様の文句は『三國志』本文及び裴注には存在しない。

【『文選』注】

(文選注1)(六臣注文選1)

環濟吳紀曰：建安十七年，城石頭。(『文選』注 賦丙 卷五 京都下 左太沖吳都賦)

【『白氏六帖事類集』】

(白氏六帖事類集1)(白孔六帖1)

(118)

張昭爲長史，侍宴升堂。吳記⁸⁴。　（『白氏六帖事類集』卷二十一　諸王府第六十三）

※参考

【『大事記續編』】

（大事記續編1）

三月吳遣浮海之遼東。秋九月，魏要邀之成山，斬其將。以吳紀修。

（『大事記續編』卷二十一）

漢安樂思公建興十年　魏烈祖明皇帝太和六年　吳大皇帝嘉禾元年）

『三國志』卷四十七吳主傳には

嘉禾元年春正月，建昌侯慮卒。三月，遣將軍周賀、校尉裴潛乘海之遼東。

秋九月，魏將田豫要擊，斬賀于成山。

とあり、類似している。さらに、孫權が皇帝を称していたこともあわせて考えると、『大事記續編』のいう「吳紀」が環濟『吳紀』ではなく、陳壽『吳志』吳主傳を指す可能性も考えなければならない。

そこで、『大事記續編』の同巻の他の箇所を見てみると、

十一月戊戌晦日有食之。魏紀。十二月丁卯，吳改明年元。以三國志吳傳修。

とある。まずは『大事記續編』所引「魏紀」の部分について、陳壽『三國志』の文章と比較してみたい。『三國志』卷三明帝紀を見ると、

太和……六年……冬十一月乙酉，月犯軒轅大星。戊戌晦，日有蝕之。

となっていて、ほぼ同じ内容であり、ここでの「魏紀」は『三國志』魏書を指す可能性が高いだろう。

同様に『大事記續編』所引「『三國志』吳傳」に関連して、『三國志』卷四十七吳主傳を見ると、

黃龍……三年……十二月丁卯，大赦，改明年元也。

とあり、これも引用されたものとほとんど同じであることから、ここでの「『三

84) (白孔六帖1) は、これと全く同じ文章である。

國志』吳傳』は『吳志』吳主傳を指すものと見てほぼ間違いないであろう。

ここまで検討した内容からすれば、『大事記續編』において『吳紀』と『三國志』吳主傳は異なるものとして扱われていることになり、『大事記續編』所引『吳紀』は環濟『吳紀』佚文である可能性は否定できないので、参考資料として載せておく。

ただ、『大事記續編』が明代に編纂されており、環濟『吳紀』の原本を見ている可能性が極めて低い上に、『錦繡萬花谷』前集卷十八・孕育や『古今合璧事類備要』前集卷三十二・腸遶吳門でも『三國志』孫破虜傳を「吳紀」としていると思われることやこの文章が他の書籍に引用されていないことも踏まえると、その流伝の経路も含めて、さらに精査したい。

【『赤城志』】

(赤城志1)

舊經序云：光武時，始改回浦爲章安置臨海縣，屬會稽郡。按吳少帝太平二年，方分置臨海，何由洪武前二百年而置之乎。又云：吳太平二年，分章安立羅江。按長樂志，改章安爲羅陽在建安二十三年，而吳太平二年又但分羅陽等縣，屬臨海郡。時則有羅陽王表見於吳紀，非羅江也。(後略) (『赤城志』卷四十 辨誤門)

『吳志』吳主傳には

太元元年夏五月……是月，遣中書郎李崇齋輔國將軍羅陽王印綬迎表。

とあることからすれば、この『吳紀』は『吳志』吳主傳の可能性が高いが、『吳紀』の可能性も捨てきれないので、参考資料として載せておく。

(120)

〔表〕『呉紀』輯本目録

凡例

- 1: 「底本使用」では、輯本の底本として使用した佚文について「○」を附した。
- 2: 「書名／注者名・番号」の配列については、『三國志』裴松之注所引佚文を、その後は基本的に『文淵閣四庫全書』での順番に従って配置し、最後に『本邦残存典籍による

番号	底本使用	書名／注者名・番号	引用された書名・巻数など
1	○	裴松之注 1	『三國志』 卷五十三張紘傳
2		尚書埤傳 1	『尚書埤傳』 卷五／禹貢／三江既入
3		禹貢錐指 1	『禹貢錐指』 卷六／淮海惟揚州／三江既入震澤底定
4		毛詩稽古編 1	『毛詩稽古編』 卷十六／魚藻之什／變小雅／白華
5		五禮通考 1	『五禮通考』 卷七／吉禮七／圜丘祀天／吳郊禮
6		春秋地名考略 1	『春秋地名考略』 卷十一／吳／樛李
7	○	宋書 1	『宋書』 卷十六／志第六／禮三
8	○	宋書 2	『宋書』 卷三十五／志第二十五／州郡一／揚州吳郡
9	○	宋書 3	『宋書』 卷三十五／志第二十五／州郡一／揚州吳郡
10	○	資治通鑑 1	『資治通鑑』 卷八十／晉紀二／世祖武皇帝上之下
11		資治通鑑 2	『資治通鑑』 卷一百六十二／梁紀十八／高祖武皇帝十八
12		資治通鑑考異 1	『資治通鑑考異』 卷三／晉紀
13	○	太平寰宇記 1	『太平寰宇記』 卷一百四／歙州／歙縣
14	○	太平寰宇記 2	『太平寰宇記』 卷一百十二／鄂州／江夏縣
15		大清一統志 1	『大清一統志』 卷二百十七／杭州府二／鹽官故城
16		大清一統志 2	『大清一統志』 卷二百二十／嘉興府／古蹟由拳故城
17		景定建康志 1	『景定建康志』 卷十六／疆域志二／街巷
18	○	咸淳臨安志 1	『咸淳臨安志』 卷六十九／人物十／方外方士
19		至元嘉禾志 1	『至元嘉禾志』 卷二／城社／嘉興縣／樛李城
20		浙江通志 1	『浙江通志』 卷六／建置三／嘉興府／海鹽縣
21		浙江通志 2	『浙江通志』 卷四十一／古蹟三／嘉興府／由拳古城
22	○	水經注 1	『水經注』 卷二十九／沔水

輯佚資料集成 續』、『白氏六帖事類集』を配置した。また、同一所収書から採録した佚文の配列は原書の巻次に従っている。

3：備考にはその佚文と同内容の文の「書名／注者名・番号」を記載してある。

4：(大事記續編1)・(赤城志1)については、取扱いに注意が必要なため、末尾に附した。

備考 (同内容の文の「書名／注者名・番号」)
(毛詩稽古編1)(佩文齋廣羣芳譜1)(本草綱目1)(太平御覽4)(太平御覽6)(天中記5)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(淵鑑類函6)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)(佩文韻府2)
(禹貢錐指1)(春秋地名考略1)(大清一統志2)(水經注2)(水經注集釋訂訛2)(水經注集釋訂訛3)(水經注釋2)(水經注釋3)(嘉禾百詠1)(曝書亭集1)(橋李詩繫1)
(尚書埤傳1)(春秋地名考略1)(大清一統志2)(水經注2)・(水經注3)(水經注集釋訂訛2)(水經注集釋訂訛3)(水經注集釋訂訛4)(水經注釋2)(水經注釋4)(至元嘉禾志1)
(裴松之注1)
(宋書1)
(尚書埤傳1)(禹貢錐指1)(大清一統志2)(水經注3)(水經注集釋訂訛3)(水經注集釋訂訛4)(水經注釋4)(至元嘉禾志1)(嘉禾百詠1)(曝書亭集1)(橋李詩繫1)
(五禮通考1)
(資治通鑑2)(浙江通志1)
(大清一統志1)(駢字類編2)
(資治通鑑考異1)
(宋書2)(浙江通志1)
(資治通鑑1)
(宋書3)(駢字類編2)
(尚書埤傳1)(禹貢錐指1)(浙江通志2)(水經注2)(水經注集釋訂訛3)(水經注釋3)(吳中水利全書2)(嘉禾百詠1)(橋李詩繫1)
(初學記4)(錦繡萬花谷2)(天中記3)(淵鑑類函3)(佩文韻府3)
(禹貢錐指1)(春秋地名考略1)(水經注集釋訂訛4)
(水經注3)(水經注集釋訂訛4)(水經注釋4)
(宋書2)(資治通鑑2)
(尚書埤傳1)(禹貢錐指1)(春秋地名考略1)(大清一統志2)(水經注2)(水經注集釋訂訛3)(水經注釋3)(吳中水利全書2)(嘉禾百詠1)(橋李詩繫1)
(水經注集釋訂訛1)(水經注釋1)(駢字類編1)

23	○	水經注 2	『水經注』卷二十九／沔水
24	○	水經注 3	『水經注』卷二十九／沔水
25		水經注集釋訂訛 1	『水經注集釋訂訛』卷二十九／沔水
26		水經注集釋訂訛 2	『水經注集釋訂訛』卷二十九／沔水
27		水經注集釋訂訛 3	『水經注集釋訂訛』卷二十九／沔水
28		水經注集釋訂訛 4	『水經注集釋訂訛』卷二十九／沔水
29		水經注釋 1	『水經注釋』卷二十八／沔水下
30		水經注釋 2	『水經注釋』卷二十八／沔水下
31		水經注釋 3	『水經注釋』卷二十八／沔水下
32		水經注釋 4	『水經注釋』卷二十八／沔水下
33	○	吳中水利全書 1	『吳中水利全書』卷十九／考／王圻婁江考
34		吳中水利全書 2	『吳中水利全書』卷十九／考／王圻東江考
35		蜀中廣記 1	『蜀中廣記』卷六十七／方物記第九／錦／細色錦名色
36	○	齊民要術 1	『齊民要術』卷十／五藥果蔬菜茹非中國物產者／豆蔻
37		本草綱目 1	『本草綱目』卷四十七／禽之一／水禽類二十三種 附三種／ 鵝鶩
38		佩文齋廣羣芳譜 1	『佩文齋廣羣芳譜』卷六十八／木譜／松一
39		佩文齋廣羣芳譜 2	『御定佩文齋廣羣芳譜』卷九十五／藥譜／豆蔻
40	○	藝文類聚 1	『藝文類聚』卷八十五／布帛部／錦
41	○	初學記 1	『初學記』卷六江第四／地部中／笑吳主
42	○	初學記 2	『初學記』卷七地部下／橋第七／折柱
43	○	初學記 3	『初學記』卷二十四居處部／殿第四
44	○	初學記 4	『初學記』卷二十四居處部／道路第十四／藩竹 樹槐
45		白孔六帖 1	『白孔六帖』卷七十五／王府官二十六
46		太平御覽 1	『太平御覽』卷六十／地部二十五／江
47	○	太平御覽 2	『太平御覽』卷三百五十八／兵部八十九／鞞
48	○	太平御覽 3	『太平御覽』卷四百七十四／人事部一百十五／禮賢

(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (大清一統志 2) (水經注集釋訂訛 2) (水經注集釋訂訛 3) (水經注釋 2) (水經注釋 3) (吳中水利全書 2) (浙江通志 2) (嘉禾百咏 1) (曝書亭集 1) (樵李詩繫 1)
(禹貢錐指 1) (春秋地名考略 1) (水經注集釋訂訛 4) (至元嘉禾志 1)
(水經注集釋訂訛 1) (水經注釋 1) (駢字類編 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (水經注 2) (水經注釋 2) (吳中水利全書 2)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 2) (水經注釋 3) (嘉禾百咏 1) (曝書亭集 1) (樵李詩繫 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 3) (水經注釋 4) (至元嘉禾志 1)
(水經注集釋訂訛 1) (水經注釋 1) (駢字類編 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (水經注 2) (水經注釋 2) (吳中水利全書 2)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 2) (水經注釋 3) (嘉禾百咏 1) (曝書亭集 1) (樵李詩繫 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 3) (水經注釋 4) (至元嘉禾志 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錐指 1) (大清一統志 2) (浙江通志 2) (水經注 2) (水經注 3) (水經注集釋訂訛 2) (水經注集釋訂訛 4) (水經注釋 2) (水經注釋 4) (嘉禾百咏 1) (樵李詩繫 1) (曝書亭集 1)
(藝文類聚 1) (太平御覽 5) (天中記 4) (淵鑑類函 4) (輯佚資料集成 1)
(佩文齋廣羣芳譜 2)
(裴松之注 1) (太平御覽 6) (天中記 5) (淵鑑類函 6) (佩文韻府 2)
(裴松之注 1) (太平御覽 4) (廣博物志 1) (淵鑑類函 5) (駢字類編 3) (分類字錦 1) (佩文韻府 1)
(齊民要術 1)
(蜀中廣記 1) (太平御覽 5) (天中記 4) (淵鑑類函 4) (輯佚資料集成 1)
(太平御覽 1) (錦繡萬花谷 1) (天中記 1) (淵鑑類函 1)
(淵鑑類函 2)
(天中記 2) (玉海 1)
(景定建康志 1) (錦繡萬花谷 2) (天中記 3) (淵鑑類函 3) (佩文韻府 3)
(白氏六帖事類集 1)
(初學記 1) (錦繡萬花谷 1) (天中記 1) (淵鑑類函 1)

49		太平御覽 4	『太平御覽』卷七百六十九／舟部二／敝舟中
50		太平御覽 5	『太平御覽』卷八百十五／布帛部二／錦
51		太平御覽 6	『太平御覽』卷九百二十五／羽族部十二／鶯
52	○	書敍指南 1	『書敍指南』卷九／酒醴麴蘖
53		錦繡萬花谷 1	『錦繡萬花谷』前集卷五／川瀆
54		錦繡萬花谷 2	『錦繡萬花谷』後集卷二十五／道路
55		玉海 1	『玉海』卷一百六十四／宮室／樓／吳落星樓
56		天中記 1	『天中記』卷十四／江
57		天中記 2	『天中記』卷十四／樓
58		天中記 3	『天中記』卷十六／道路
59		天中記 4	『天中記』卷四十九／錦
60		天中記 5	『天中記』卷五十九／鶯
61		廣博物志 1	『廣博物志』卷四十／器用二／舟
62		淵鑑類函 1	『淵鑑類函』卷三十七／地部十五／江二
63		淵鑑類函 2	『淵鑑類函』卷三百五十二／居處部十三／橋三／擊楫 折柱
64		淵鑑類函 3	『淵鑑類函』卷三百五十二／居處部十三／道路三／藩竹 樹 槐
65		淵鑑類函 4	『淵鑑類函』卷三百六十五／布帛部／錦二
66		淵鑑類函 5	『淵鑑類函』卷三百八十六／舟部／舟四／松舟
67		淵鑑類函 6	『淵鑑類函』卷四百二十七／鳥部十／道路三／鸚鵡二
68	○	淵鑑類函 7	『淵鑑類函』卷四百三十八／鱗介部二／蛟二
69		駢字類編 1	『駢字類編』卷一百六十八／器物門二十一／弓／弓弩
70		駢字類編 2	『駢字類編』卷一百七十／器物門二十三／鹽／鹽官
71		駢字類編 3	『駢字類編』卷一百九十六／本草木門二十一／松／松舟
72		分類字錦 1	『分類字錦』卷五十一／果木／松第一／中舟
73		佩文韻府 1	『佩文韻府』卷二十六之四／下平聲／十一尤韻四／舟／松舟
74		佩文韻府 2	『佩文韻府』卷二十六之九／下平聲／十一尤韻九／鶯／禿鶯
75		佩文韻府 3	『佩文韻府』卷八十一之三／去聲／二十二禡韻三／舍／府舍
76		韻府拾遺 1	『韻府拾遺』卷十八／下平聲／三肴韻／蛟／黑蛟
77	○	世說新語注 1	『世說新語』卷上之下／政事第三

(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)
(蜀中廣記1)(藝文類聚1)(天中記4)(淵鑑類函4)(輯佚資料集成1)
(裴松之注1)(本草綱目1)(天中記5)(淵鑑類函6)(佩文韻府2)
(太平御覽1)(初學記1)(天中記1)(淵鑑類函1)
(景定建康志1)(初學記4)(天中記3)(淵鑑類函3)(佩文韻府3)
(初學記3)(天中記2)
(初學記1)(太平御覽1)(錦繡萬花谷1)(淵鑑類函1)
(初學記3)(玉海1)
(景定建康志1)(初學記4)(錦繡萬花谷2)(淵鑑類函3)(佩文韻府3)
(蜀中廣記1)(藝文類聚1)(太平御覽5)(淵鑑類函4)(輯佚資料集成1)
(裴松之注1)(本草綱目1)(太平御覽6)(淵鑑類函6)(佩文韻府2)
(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(太平御覽4)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)
(太平御覽1)(初學記1)(錦繡萬花谷1)(天中記1)
(初學記2)
(景定建康志1)(初學記4)(錦繡萬花谷2)(天中記3)(佩文韻府3)
(蜀中廣記1)(藝文類聚1)(太平御覽5)(天中記4)(輯佚資料集成1)
(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(太平御覽4)(廣博物志1)(駢字類編3)(分類字錦1)(佩文韻府1)
(裴松之注1)(本草綱目1)(太平御覽6)(天中記5)(佩文韻府2)
(韻府拾遺1)
(水經注1)(水經注集釋訂訛1)(水經注釋1)
(宋書3)(大清一統志1)
(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(太平御覽4)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(分類字錦1)(佩文韻府1)
(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(太平御覽4)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(佩文韻府1)
(裴松之注1)(佩文齋廣羣芳譜1)(太平御覽4)(廣博物志1)(淵鑑類函5)(駢字類編3)(分類字錦1)
(裴松之注1)(本草綱目1)(太平御覽6)(天中記5)(淵鑑類函6)
(景定建康志1)(初學記4)(錦繡萬花谷2)(天中記3)(淵鑑類函3)
(淵鑑類函7)

(126)

78	○	世說新語注 2	『世說新語』 卷中之上／雅量第六
79	○	世說新語注 3	『世說新語』 卷中之下／品藻第九
80	○	世說新語注 4	『世說新語』 卷中之下／規箴第十
81	○	世說新語注 5	『世說新語』 卷下之下／排調第二十五
82		嘉禾百咏 1	『嘉禾百咏』／長水
83		曝書亭集 1	『曝書亭集』卷九／古今詩八／闕逢攝提格和韻／譚吉璫／棟子 花跡過雨聲繁山看火樹頭鳴鄰舟兩槳買桑葉南抵餘城北渚城
84	○	文選注 1	『文選』注 賦丙／卷五京都下／左太沖吳都賦
85		六臣注文選 1	『六臣注文選』 賦丙／卷五京都下／左太沖吳都賦
86		橋李詩繫 1	『橋李詩繫』 卷三／宋／谷水／短棹經行處風披藻荇香中宵孤 鶴唳片月在滄浪
87		輯佚資料集成 1	『本邦殘存典籍による輯佚資料集成 續』／ 史部第三／雜史類・『秘府略』 卷八百六十八／錦二四
88	○	白氏六帖事類集 1	『白氏六帖事類集』 卷二十一／諸王府第六十三

※参考

		大事記續編 1	『大事記續編』 卷二十一／漢安樂思公建興十年 魏烈祖明皇 帝太和六年 吳大皇帝嘉禾元年
		赤城志 1	『赤城志』 卷四十／辨誤門

(尚書埤傳 1) (禹貢錙指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 2) (水經注集釋訂訛 3) (水經注釋 3) (曝書亭集 1) (樵李詩繫 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錙指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 2) (水經注集釋訂訛 3) (水經注釋 3) (嘉禾百咏 1) (樵李詩繫 1)
(六臣注文選 1)
(文選注 1)
(尚書埤傳 1) (禹貢錙指 1) (春秋地名考略 1) (大清一統志 2) (水經注 2) (水經注集釋訂訛 3) (水經注釋 3) (嘉禾百咏 1) (曝書亭集 1)
(蜀中廣記 1) (藝文類聚 1) (太平御覽 5) (天中記 4) (淵鑑類函 4)
(白孔六帖 1)

『三國志』吳主傳？
この『吳紀』は『三國志』吳主傳？

A Recollection of the Huan Ji's “*Wu Ji*”

Takashi Mitsuda

Huan Ji's 環濟 “*Wu-Ji*” 『吳紀』 is one of the history books about *Sun Wu* 孫吳 quoted in “*Sanguozhi zhu*” 『三國志』 注 (Annotations to Records of the Three Kingdoms) by Pei Songzhi 裴松之. However, this Huan Ji's “*Wu-Ji*” is not extant in its complete form. Therefore, the present writer is compiling recollected notes from lost Huan Ji's “*Wu-Ji*” and conducting a fundamental research on Huan Ji's “*Wu-Ji*”.

The biography of Huan Ji does not exist, hence his accomplishments are not clear except that he was the *taixue boshi* 太學博士 (Erudites in the National University) in the *Jin* 晉 dynasty. He wrote “*Sanfuyaolüe*” 『喪服要略』 and “*Diwangyaolüe*” 『帝王要略』.

“*Wu-Ji*” is categorized as the *Zhengshilei* 正史類 by *Zuishu jingxizhi* 『隋書』 經籍志, and as *Biannianlei* 編年類 by *Qitangshu jingxizhi* 『舊唐書』 經籍志 and *Xintangshu yunwenzhi* 『新唐書』 藝文志. According to extant manuscripts, the earliest event in the manuscripts of “*Wu-Ji*” was supposed to occur in 155 A.D. when Sun Jian 孫堅 was born, and the latest is 278 A.D. It was considered that “*Wu-Ji*” was completed between 278 A.D. and 317 A.D. (in the period of the Western Jin Dynasty 西晉).

Although the process of its compilation is known, it seems from collating missing writing that it has histories and records of geography in chronological order. Huan Ji's “*Wu-Ji*” is considered to be existed until the Tang Dynasty 唐 and then be scattered and lost after the Five Dynasties 五代.

Bearing in mind that the existed sentences have a similarity to the text of “*Sanguozhi*” 『三國志』, “*Wu-Ji*” can be one of the original stories for Chen Shou's 陳壽 “*Sanguozhi*”.

However, before it is said with certainty, it is necessary to know about the time of its completion and to know about whether “*Wu-Shu*” 『吳書』 and “*Wu-Ji*” relied on common resources.